

令和8年3月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月5日(木) 午後1時30分から午後2時19分

2. 開催場所 庁舎2-6会議室

3. 出席委員

1番	松本康博	2番	香月英昭
3番	中村津多子	4番	西村徳義
5番	井手悦郎	6番	高塚和行
7番	江頭和夫	8番	釘本勝
9番	大屋博幸	10番	古賀榮一
11番	北島英文	12番	江里口勇
13番	秋丸政光	14番	江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆

副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日は令和8年3月の農業委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、開会に当たりまして、江里口会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様方も御存じのように、アメリカがまたイランに戦争を仕掛けました。ベネズエラの大作戦の次に、今度はイランに戦争を始めまして、せっかく暫定税率でガソリンが下がったのに、またここ何日かで何円か上がっております。</p> <p>そんな中、60日以内の戦争は大統領の独断でできるそうでございます。アメリカは世界最強の軍隊を持っておりますが、国際法を無視して、やりたいことをやるのはいいなというふうに思いますけれども、やられたほうは大変じゃないかと思っております。我が国でも台湾有事があったりしたら大変なことになるというふうなことを懸念するところでございます。</p> <p>今、日本の国は一番平和で、一番きれいな国で、私たちも農業に勤しむことができるわけでございますが、なるだけ戦争はないほうがいいと思っております。私たちも農業委員をさせていただいております、日本の農業にそういう不幸がないように祈るところでございます。</p> <p>今日は第1号議案から第5号議案までございますので、皆様方の御協力をいただき、スムーズに進行できるようにしていきたいと思っております。よろしく願います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は全員出席で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまから令和8年3月の農業委員会を開催いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。</p> <p>1番松本委員、2番香月委員をお願いいたします。</p> <p>また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は1ページから2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は6件になります。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料のほうは1ページから6ページになります。</p>

議 長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は三日月町立物にある農地で、申請理由は、申請農地は譲受人の自宅に接しており、家庭菜園として利用したいため申請をされているところです。 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 議案資料は7ページから12ページです。</p>
議 長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城市北浦地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 議案資料は13ページから21ページになります。</p>
議 長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城市北浦と須ノ木地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 議案資料は22ページから27ページです。</p>
議 長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明) この案件の場所につきましては三日月町杉町地区にある農地で、申請理由は申請農地において野菜を栽培したいとのこと。 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号5について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号5について説明をいたします。

資料は28ページから34ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所につきましては小城町山崎地区にある農地で、申請理由は、次の申請番号6番と関連してきますけれども、農地を交換して耕作をしやすくするためということでございます。

以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号6について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号6について説明をいたします。

議案資料は35ページから41ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所につきましては、先ほどと同じく小城町山崎地区にある農地で、申請理由は申請番号5番との農地の交換というふうになります。

以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件です。

申請番号1について説明をいたします。

資料のほうは42ページから47ページです。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は小城町須ノ木地区にある農地で、転用目的としては営農型太陽光発電設備を継続して設置したいということで申請をされております。

被害防除対策ですが、現状のまま利用をされます。排水計画ですが、雨水は地下浸透、生活雑排水はありません。

農地区分と許可の基準ですが、農地区分は農用区域内の農地で、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものに該当し、許可し得ると考えております。

事務局

議長

事務局

議長

事務局

議 長

以上です。

この案件については私が事前調査を行いましたので、調査結果を報告いたします。

申請者、申請農地、転用目的については事務局から御報告のあったとおりでございます。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。

計画面積の検討について、土地利用計画図などにより適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であります。

被害防除施設・用排水の検討について、申請地は造成されず現状のまま利用されますが、周囲の農地に影響はありません。また、雨水は地下浸透です。生活排水はございません。

その他特記事項について、令和8年2月25日に現地確認済みです。

令和8年3月5日、小城市農業委員会、江里口泰信。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

議案書は4ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件になります。

まず、申請番号1について説明をいたします。

資料のほうは48ページから55ページになります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所についてですが、三日月町久米地区にある集落に接続した農地で、転用目的は、生活環境が整っているため特定建築条件付売買予定地を整備したいということで申請をされております。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水は南側水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側水路へ排水をされます。

農地区分と許可の基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。

以上です。

議 長

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

3 番

農地法第5条申請事前調査事項を報告します。

1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的については、事務局の報告のとおりです。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、また、雨水排水も同じく南側水路へ排水する計画であり、周辺農地への影響は少なく問題ないと思います。

ホ、その他の特記事項については、令和8年2月25日に現地確認済みです。

以上よろしく御審議ください。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は56ページから64ページになります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所ですけれども、三日月町東分地区にあり、集落に接続した農地で、転用目的は、実家に隣接した農地に店舗兼住宅を建築したいと申請をされております。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水は西側道路側溝へ排水、生活雑排水は公共下水道に接続をされます。

農地区分と許可の基準ですが、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。

以上です。

この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると思われます。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は下水道に接続、また、雨水につきましては西側側溝へ。周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

令和8年3月5日、小城市農業委員、高塚です。審議のほうよろしくお願いま

議 長

事務局

議 長

6 番

議 長	<p>す。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は65ページから71ページです。</p> <p>(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は三日月町杉町地区にある農地で、転用目的は、隣接している事業所の駐車場が不足しているため拡張したいと申請をされております。</p> <p>被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水は北側水路へ排水、生活雑排水はありません。</p> <p>農地区分と許可の基準ですが、農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地で、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当し、許可し得ると考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。</p>
6 番	<p>農地法第5条申請事前調査事項。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局からの説明のとおりです。</p> <p>調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断します。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断する。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、駐車場のため家庭内排水はありません。雨水等は北側水路へ流す。</p> <p>令和8年3月5日、小城市農業委員、高塚です。審議のほうよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p>
4 番	<p>この案件については問題ないんですが、2ページの第1号議案にありました、4番申請の譲渡人の方と同じ名前を書いておられる方が、同じ番地で〇〇〇〇さんと〇〇〇さん、これは会社名ですけども、これについては同じ〇〇の名字ですけど、どういう御関係の方でしょうか。</p>
事務局	<p>お答えします。</p> <p>議案書のほうの2ページ目になりますけれども、申請番号4番ですね、〇〇〇〇さんが、同じ〇〇〇〇株式会社のどちらも代表取締役で、関係としては親子ということになります。</p> <p>以上です。</p>
4 番	<p>結局、売るほうは全部売ってたけれども、造成の面積の関係でこうなった</p>

事務局	<p>と。</p> <p>そうですね。こちらのほうの転用の許可基準が、第1種農地で転用のほうが難しい土地になります。許可ができる条件としては、もともとの会社の敷地の半分までしか転用ができないということになっておりまして、今回残地が出ております。その分については3条のもので、農地として購入されて、耕作をするということで聞いております。本来は、一回転用をかけて許可を受けて造成をすれば、また再度、その面積からの2分の1までは転用できますけれども、今回の分については、駐車場としてもきちっと土留め工事をして擁壁などを設けるので、なかなか次の拡張というのが難しいということで、農地として残地部分を習得をするというふうに聞いております。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は5ページから20ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について説明をいたします。</p> <p>今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は53件、217筆で、40万1,273.97平方メートルとなっております。</p> <p>詳細につきましては明細を御確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、御意見・御質問があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>続いて、所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題とします。</p>
事務局	<p>3番中村委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(3番 中村委員 退室)</p> <p>番号601について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>それでは、番号601について説明いたします。</p> <p>議案書は21ページです。</p> <p>所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は1件になります。</p> <p>申請番号601、(権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する</p>

土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。)

以上です。

議 長

申請番号601につきましては、あっせん委員の2番香月委員からあっせん結果報告をお願いいたします。

2 番

あっせん経過報告。

12月5日、12月農業委員会であっせん委員に指名される。

同じく12月5日、耕作者〇〇氏と話をし、総額〇〇〇万円で提示されました。

12月12日、推進委員の古川氏と話をしました。

12月16日、所有者の〇〇さんのお孫さんで〇〇様と連絡を取ります。申請農地、地番、面積の確認を取ると、手元に資料がないということで準備をしてもらい、明日連絡をすることにしました。

12月17日、所有者の孫〇〇様と電話をする。耕作者から〇〇〇万円で提示されていることを伝えました。〇〇様よりそれをお願いしますということでしたので、あっせんが成立いたしました。

今後の日程については事務局より連絡がある旨を伝えました。

同じく〇〇氏には、あっせんが成立したことを伝えました。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。番号601について異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、第4号議案につきましては計画書(案)のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。

3番中村委員は席に戻ってください。

(3番 中村委員 入室)

次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は22ページから23ページです。

農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。

本日の審議件数は売渡希望が5件です。

まず、申請番号1について説明をいたします。

議案資料は72ページから75ページです。

申請番号1番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は76ページから83ページです。

議 長	<p>申請番号2、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。） 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 資料は84ページから87ページです。 申請番号3番、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いいたします。 申請番号4について説明をいたします。 資料は88ページから91ページです。 申請番号4、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号5について事務局から議案の説明をお願いいたします。 申請番号5について説明をいたします。 資料は92ページから98ページです。 申請番号5、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
	<p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

事務局

た。

ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願ひします。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いをいたします。

事務局から連絡です。

まず、日程の連絡の前になんですけれども、今まで農地法の第4条と第5条、転用に関する許可申請については、許可申請書を受け付けて、現地調査をして、それから、農業委員会に諮った後に県知事のほうに書類を送っておりました。それで、県知事のほうから許可書が届いて、それを申請人さんにお渡しするというふうな流れで事務処理をしていたんですけれども、4月から県知事の許可が市長の許可に変わることになりました。流れとしては変わらないんですけれども、申請書を受け付けて、現地調査に行つて、農業委員会に諮った後、その後は農業委員会事務局で事務処理を行つて、市長名で許可書を発行して御本人さんにお渡しするというふうになります。

違いとしては、今までは書類を、同じものを正本、副本ということで2部出してもらっていたんですけれども、それが正本1部の提出のみでよくなったということで、書類の準備の手間が楽になるということと、県庁に書類を送ったりしていただいたので、やっぱり期間がかかっておりました。その分の期間が短縮されますので、大体、おおむねですけど、2週間ぐらい許可書が出るのが早く出るんじゃないかということで想定をしているところです。

そちらについての規則の改正とかについては、来月の農業委員会のほうでお諮りをしたいと考えております。

転用に関しては以上です。

それから、次回の日程等についてお知らせをします。

今月の現地調査についてですけれども、3月25日水曜日の午前9時からになります。2-1会議室になります。

4月の定例農業委員会については、4月6日月曜日、時間が1時30分から大会議室となります。

以上です。

議長

それでは、皆さん方の中から何もございませんでしたら、以上をもちまして3月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員